

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年11月11日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人明日の京都 文化遺産プラットフォーム

(2) 代表者名

松浦 晃一郎

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区西ノ京朱雀町1番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、古都京都における有形・無形の文化遺産や伝統文化を毀損することなく後世へ継承し、未来に向けてその存在価値を高めていくことを目的とし、行政との協働、各種団体との連携・支援、民間活力の活用を通じて、文化遺産の保存・保全と継承、文化遺産の防災、伝統文化の継承と伝統産業の振興に関する事業を行い、もって市民に対し、文化遺産や伝統文化に対する理解と認識を深め、その文化的向上に資するとともに、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年10月28日

(文化市民局地域自治推進室)